

お

〇北海道行政書士会報 昭和32年10月1日

試験

昭和試験

札幌函館旭川路

駒受昭和32年10月1日

主張



理解と協力を

昭和三十五年行政書士法が改正され、強制会として発足、施行後三カ年余を経過し、この間会員各位の努力と心強い団結の下に、昭和三十七年三月会則の改正報酬規程の増額許可を見るに至り、全道会員四七〇名を擁する組織となり、除々に本会が発展を見るに及び会員各位が日夜業務に精勤されて居られる事は喜びに堪えない。然るに未だ会本来の使命を達成するにはなお幾多の問題が山積している。現在施行の法に於て調査士会、司法書士会等に比し行政書士法の内容自体に改正を要する事項多く、全面的に法の改正を願い我等安心して職域に奉仕出来る様連合会を通じてその実現に向つて目下運動中である。

紙面で既に御承知の通り本年度の重点対策である職



発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL 3881
振替口座小樽8224

印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目
電話 7151-3

会報 第十一号 もくじ

主張

理解と協力を

報告

- 第四回常任理事会 2
- 第五回常任理事会 2

連合会

- 第三回定時総会 2
- 連合会出席報告 4

支部だより

- 空知支部南部部会講習会 2

雑報

- 支部別会員数 5
- 入会、退会 6
- 会費未納者調 5

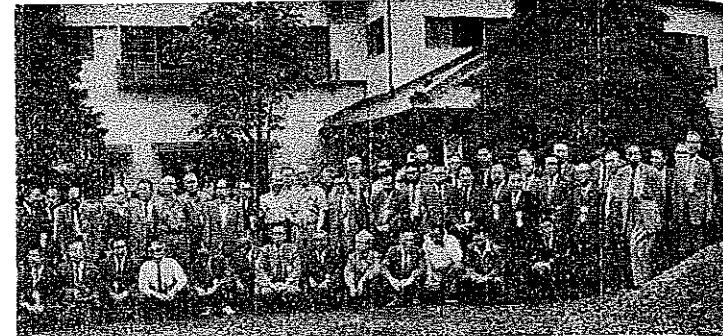
会員の異動

- 事務所移転 6
- 氏名変更 6

事務局より

- 日誌 6
- お願い 7

後記



議事録署名人
北海道会長 渡辺吉、鹿児島県会長 三島正道
書記 滝、藤野両理事を指名、尚福島県会員菅井、
井上二名を補助者として指名

き断乎として排撃する決意を持たねばならない。

会員各位は昔日の代書業観念を捨て行政書士たる不動のサムライ地位を獲得したのであるから、自ら品位の向上と、権威を保持し、卑屈に堕することなく一般大衆の権利義務の擁護者として我等の團結の力で行政書士の絶滅に努めようではありませんか。

どうか会員各位の深い御理解と心からなる御協力を切望する次第であります。

報 告

第四回常任理事会

とき 八月十三日 午後六時
ところ 於 本会事務所
出席者 渡辺会長 外七名

一、連合会支部長並びに常任理事会について
八月二十日東京都(参議院会館)に於いて開催された会議に該当役員の渡辺会長(連合会北海道支部長)と藤山副会長(連合会常任理事)が出席するこに決定した。

二、会員の職域保護について
渡辺会長、藤山副会長より、某会員から適確な資料を附して処置を要望してきた非行政書士(主として農地法の諸申請書作成の行為)の問題その他につき道の見解をただすべく道地方課野田行政係長を訪問した経過を報告

道の回答要旨は
「全般に亘り行政指導はするが農業委員会は直接監督下にないので会は独自の処置をとられたい」とのことであり、審議の結果、違反事例の明確なもの

は該委員会が該申請書作成をしてある方を

「全般に亘り行政指導はするが農業委員会は直接監督下にないので会は独自の処置をとられたい」ととことなり、審議の結果、違反事例の明確なもの

は該委員会が該申請書作成をしてある方を

三、依頼することに決定
三、滞納会費の分割納入について
実情を考えて経理部で処置することに決定
◎本日、現在会員数 四七一名

第五回常任理事会

とき 九月二十五日 午後六時半
ところ 於 本会事務所

出席者 渡辺会長、佐藤、藤山、岸川副会長
関根、森口、成沢、横路、有馬理事
山木監事 計 十名

連合会

日行連第三回定期総会

一、日 時 昭和三十八年七月六日 午前十時

二、場 所 福島県安積郡熱海町金蘭庄

三、議 案 1、昭和三十七年度会報報告

2、昭和三十七年度決算報告承認の件

3、昭和三十八年度事業計画案承認の件

4、昭和三十八年度予算案審議の件

5、行政書士法改正運動経過報告の件

6、その他

四、出 席 別紙の通り

五、来 賀 福島県知事代理 大塚総務部長殿

六、開 会 日司連理事長代理 山下監事殿

七、開 会 佐々木東北支部長司会し開会を宣す。

八、開 会の辞 石井副会長

九、開 会挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十一、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十二、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十三、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十四、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十五、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十六、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十七、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

十八、開 会の辞 会長挨拶 橋本会長はこれより第三回定期総会を開催する旨挨拶

連合会より送達された法改正請願書の代議士の署名は自社両党道支部へ役員が訪問趣旨を伝えて要請は配慮して提出することにした。

三、支部長並びに綱紀委員会の開催について
綱紀委員会の開催は初めてであり地域的な関係もあるので支部長会を併せて左記のとおり開催することに決定した。

四、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

五、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

六、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

七、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

八、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

九、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十一、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十二、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十三、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十四、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十五、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十六、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十七、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十八、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

十九、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十一、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十二、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十三、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十四、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十五、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

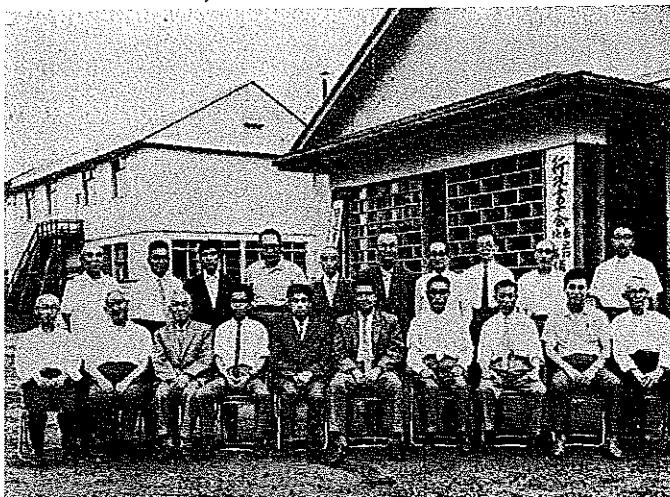
二十六、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十七、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十八、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

二十九、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。

三十、会報の発刊について(企画部)
会報資料不足のため担当者は苦労が大きいので役員は配慮して提出することにした。



支那の歴史

北海道行政書士会空知支部南支部会議報告会開催

(2) 資格名儀質者については各単一会長に対し実情調査を依頼し、その報告によりこれ等名儀質人を各都道府県知事に通達し登録取消方を要請する。

四、窓口過剰サービス防止対策

本部より各都道府県知事に対し公務員にして申請又は届出人の書類を代つて作成するものに対してもは公務員法又は行政書士法違反者として処分せられ

連合会会議の出立会人

連合会会議の出席報告書

会長 渡辺慶吉（日行連北海道支部長）
副会長 藤山利夫（日行連常任理事）

一、日時 三十八年八月二十日 午前一〇時

一、場所 東京都千代田区永田町参議院会館

一、出席 連合会長以下二六名

二、議事

1、執行部体制確立の件

①執行部三部門の担当者（別記事務局構成参照）

②事務局長は会長外三部長で人選する。

③常任理事式名追加（東京会より）

2、三十八年度事業計画の件（別記計画書掲載）

①法改正の件

②業務侵害対策の件

③市町村政議士及び議員名簿等取扱強化に関する件

④窓口過剰サービス対策の件
⑤労務管理士に関する対策の件
⑥中小企業診察員、社団法人人経営士会、経営士、
経営調査士、社会保険士、環境衛生に対する業
務侵害対策の件

以上一括審議、法改正ができれば必然的に解消
する事柄である故法改正に重点を置くことに決定

3、その他

強制会以後の旧役員に感謝状贈呈の件

一、閉会 午後三時一五分

（2）各単一會の運動費用については必要に応じ単一會の要請により本部より送金する。

二、業務侵害対策

本部より各都道府県知事に対し行政書士法第一條及び第十九条の趣旨を通達すると共に類似会に対しても侵害の実情を列挙して通達するようとする。

三、非行政書士及び資格者の名儀貸等の取締強化に關

支部別会員数

38年9月末日現在

支部別	入会	退会	計
札幌	2	0	111
函館	1	0	40
樽	2	1	33
小樽	0	1	65
知	1	1	64
川	0	0	9
旭	0	0	7
留	4	1	55
宗	0	0	30
網	0	0	11
室	0	0	31
日	0	0	12
帶	0	0	5
釧	0	0	5
根室	0	0	5
合計	10	4	473

支部別	6カ月以上	12カ月以上	20カ月以上	小計
札幌	33	11	0	44
函館	13	4	3	20
樽	6	0	0	6
知	10	6	0	16
川	8	0	2	10
萌	1	0	0	1
谷	2	0	0	2
走	11	3	2	16
蘭	2	1	1	4
高	2	1	0	3
広	4	1	1	6
路	2	0	1	3
室	1	0	0	1
合計	95	27	10	132

日本行政書士会連合会

事務局構成

議長は橋本連合会長不信任案は反対多数で否決された旨報告、次いで会長以下四名の辞任の件を如何に取扱うかを議場に計つた。石井副会長は辞表を撤回しないと発言する。この時大海大阪会長は近畿は

事務局長	総務部長	清九	頭雄	次長	高橋	春海
	経理部長	伊藤	隆造	次長	佐藤	国雄
	企画部長	石井栄太郎		次長	滝	重保
常任理事	北海道	藤山		利夫	中部	高橋
					二三	

会員の異動

△入会者 (七名)

支部別	氏名	事務所	登録会員番号	年月日	備考
札幌	吉田正史	千歳市東雲町三丁目	第三〇号年	五二二	38・9・16
〃	勝美隆	札幌市大通西十一丁目四番地	第三八号年	五二一	35・10・4
函館	寺島成田貞雄	岩内郡岩内町字御崎三二二	第三八号年	五一九	38・9・4
小樽	寺島一郎	小樽市見晴町九一	第三八号年	五二〇	38・9・17
旭川	大場和夫	旭川市一条通六丁目左十号	第三八号年	五二一	38・9・27
網走	大橋与三	常呂郡佐呂間町字永代町	第三八号年	五二二	38・9・16
旭川	池津美隆	小樽市花園町西二丁目	第三〇号年	七〇	38・9・12
網走	牛渡繁	網走市南六条西三丁目	第二六号年	三一〇	38・9・14
旭川	池津栄	雨竜郡秩父別町一三〇七	第二六号年	二〇七	38・9・16
網走	牛渡繁	空知郡山部村字山部市街	第三一年	二三	38・9・12
網走	牛渡繁	網走市南六条西三丁目	第三八年	病気	

△退会者 (四名)

支部別	氏名	事務所	登録会員番号	年月日	退会	備考
小樽	樽勝美隆	小樽市花園町西二丁目	第三〇号年	七〇	38・9・12	
網走	大橋与三	網走市南六条西三丁目	第二六号年	三一〇	38・9・14	
旭川	池津栄	雨竜郡秩父別町一三〇七	第二六号年	二〇七	38・9・16	
網走	牛渡繁	空知郡山部村字山部市街	第三一年	二三	38・9・12	
網走	牛渡繁	網走市南六条西三丁目	第三八年	病気		

△事務所変更

札幌支部 斎藤好富(新) 札幌市南一条西十丁目四番地

網走支部 真貝四郎(新) 札幌市大通西十一丁目四番地

北見市北七条東一丁目二番地

△氏名変更

札幌支部 (旧)大高源間 (新)大高源恵

日誌

事務局より

8月1日 暑中見舞状を関係官公署、日行連、單一会宛発送

6日 市町村別会員数調成

7日 室蘭、帯広の両支部長へ会費免除申請書の副申をお願いする。

8日 滞納会費の早急整理と支部総会の経過報告について網走支部へ依頼状発送

9日 近畿支部「調算案受諾に当つて」と題する声明書を受理

10日 行連支部長並びに理事会開催の案内状受理

11日 滞納会費の分割納入について四氏へ回答

12日 行政書士試験の実施について、道総務部長より協力依頼あり

13日 行連総会議事録返送

お願い

△ 入退会届、事務所や電話移転届、補助者使用届、その他諸届は必ず所属支部長を通じてご提出下さい。特に会費の減免延納等の申請書は支部長を経ないと処理が非常に遅れますのでご注意願います。

△ 入会届に正規の職印(支庁へ届出でた角印)の押印がないため処理に手間どっています。この点は特に支部長さんにお世話願います。

△ 会費の領収書のことについて大変ご心配をおかけして居りますが、右は振替の領収証を以て代えさせて頂きます。なお会費は最も安全な振替で御送金願います。

他山

反省

この十月一日で強制会が始まり足かけ四年まる三年を迎える。この間の会の歩み方はどうだったか。また会員一般の協力体制はどうだったか。これは、みずからの中にあることである。多くを語る必要なし。

しようと思えば仕事は何ぼでもあるし、しようまいとすればそれでも済む。責任があつてないようなのが同業者の団体である。誰かがするだろう――ということは、誰もしないということにも通じる。お互いの会だからみんなでよくしよう。

会費は三ヶ月前納――これ位のことが自治的に実行できないようなことはオトナの会とは申せない。こんなに背丈ものびたのだから早くオトナの仲間入りがしたいなあ! (兵庫会)

法 匪

九大講師の民法講義を受けたことがあるがその中に法匪という言葉があつた。辞書には法匪なる語はみつからないが、法はおきて、匪は非又は悪徒とあるから直訳すれば法の匪賊という事になる。それは実例をあげるまでもなく、常に法網をくぐり且つ法の裏をかき法の盲点のみをつく知能犯にも等しい輩であろう。

さて話は三十年前の昔満洲事変当時に遡るが、朝鮮の北の端「此處は朝鮮北端の二百里あまり鴨綠江」歌にもあつたあの鮮満国境で河を渡つて日夜襲い来る満洲匪賊と戦つた昔を想い出すのである。

時は移り世は變つても匪は後を絶たないだろう。同様に匪賊ならで法匪の横行も頻りであろう。昔とつた三八銃や竹槍では法匪討伐はできないがさてどうしたものか。(福岡会)

札局間消二一三三三
昭和三十八年十月五日

北海道行政書士会

会長 渡辺慶吉殿

札幌市北大通り西七丁目
札幌国税局長 三浦道義

電話 ④〇一六一

行政書士が発する受取書等に対する印紙税の取扱いについて(昭三八・十・一付三八
総第七四号照会に対する回答)

御照会のありました標題のことについて、下記のとおり回答します。

記

一、行政書士が業務上発する受取書、非課税

(理由)

自己の労務の提供により収入を得る行政書士の業務は、営業には該当しないので、印紙税法第五条第一四号の規定により、営業に閑しない受取書として、印紙税が課税されません。

二、行政書士が発する予納預り証、課税 一〇円

(理由)

予納預り証は、依頼者が行政書士に支払うべき手数料等の概算前払および第三者に支払うべき金額を一時一括収納したときに発する証書と認められますが、受取書が作成者の財産権の消滅を証明するものであるのに対し、予納預り証は依頼者に対して予納金を預つたことを証明するものであつて、依頼者の財産権の創設を証明するものでありますから、印紙税法第四条第一項第二三号に規定する寄託に関する証書に該当するところとなります。

○ 各支部夫々独自の活動をして居られることと思いますが、今回は原稿の資料が少なく残念でした。講習会、研修会、その他諸会合の状況等是非ご連絡下さい。

○ 会報に会員相互の心と心の通う温かい紙面があつたなあ。どんなにか楽しいだろうにと思ひます。どうか、折りにふれてものされた感想、ご意見、その他旅行記、歌、俳句、川柳等どしどし御寄せ下さい。 よう希望します。